

工 事 仕 様 書

工事名称 市営皆実下住宅電波障害対策施設撤去工事

工事場所 三原市皆実五丁目

工事内容 本工事は、皆実下住宅の電波障害対策施設の撤去を行う。

【工事概要】

電波障害対策施設撤去工事 一式

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書 (各 令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修) に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・ 建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・ 消防法、同施行令
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・ 労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 建設業法、同施行令、同施行規則
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・ 建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・ その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。

商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

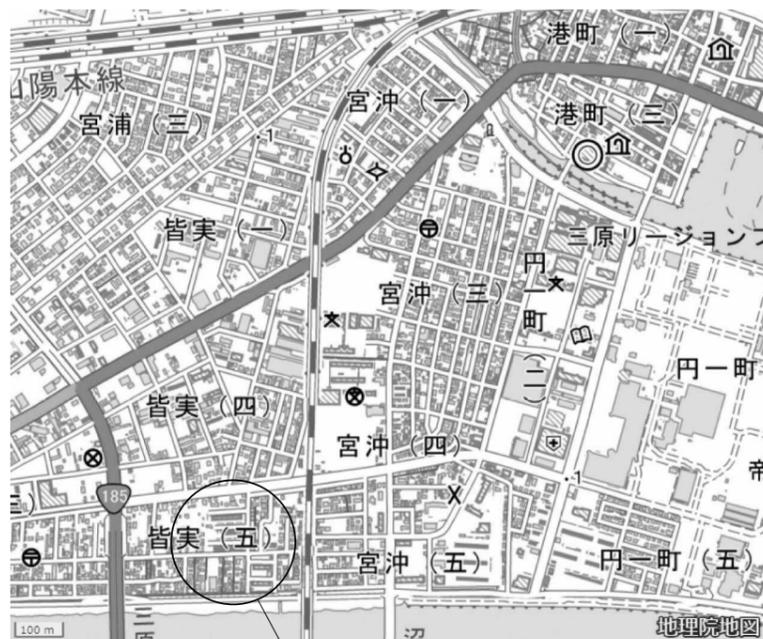
設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和7年3月31日をもって工期とする。

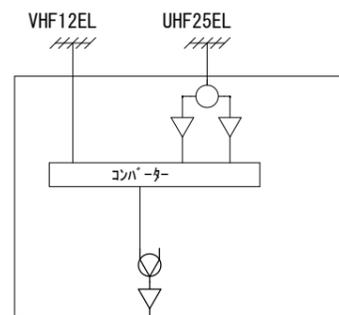
このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項

- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事に必要とされる事は工事範囲とする。
- ・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。
- ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・本工事は、週休2日適用工事等の対象工事ではない。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
- ・工事の詳細については、事前に施設管理者へ説明を行い、承諾を得ること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・工事関係者等の作業に関わる全員については、周辺住民への心遣いとして挨拶を徹底すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実にすること。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者へ説明を行い、了承を得ること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・工事期間中は、交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、必要な対策を施すこと。また、現場巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。



皆実下住宅電波障害対策施設



改修項目

1. 対象外住宅保安器×25 撤去
2. P (鋼管ポール8m) 撤去
撤去対象ポールP (9~14、23、24、26、27)
3. 上記のポールについては撤去後、
現状復旧 (アスファルト舗装) する事
4. P10ポールに共架されている町内放送用配線は移設とする

凡例

記号	名称	記号	名称
コンバーター	コンバーター	⊙1C	屋外用1分岐器
▽	増幅器	○2D	屋外用2分配器
⊙	ミキサー	○4D	屋外用4分配器
⊙4C	屋外用4分岐器	新	鋼管柱 (SH-7) 撤去新設
⊙2C	屋外用2分岐器	×	撤去を示す

出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/>)

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付	。	。
	。	。

備考

工事名

市営皆実下住宅電波障害対策施設撤去
工事設計図

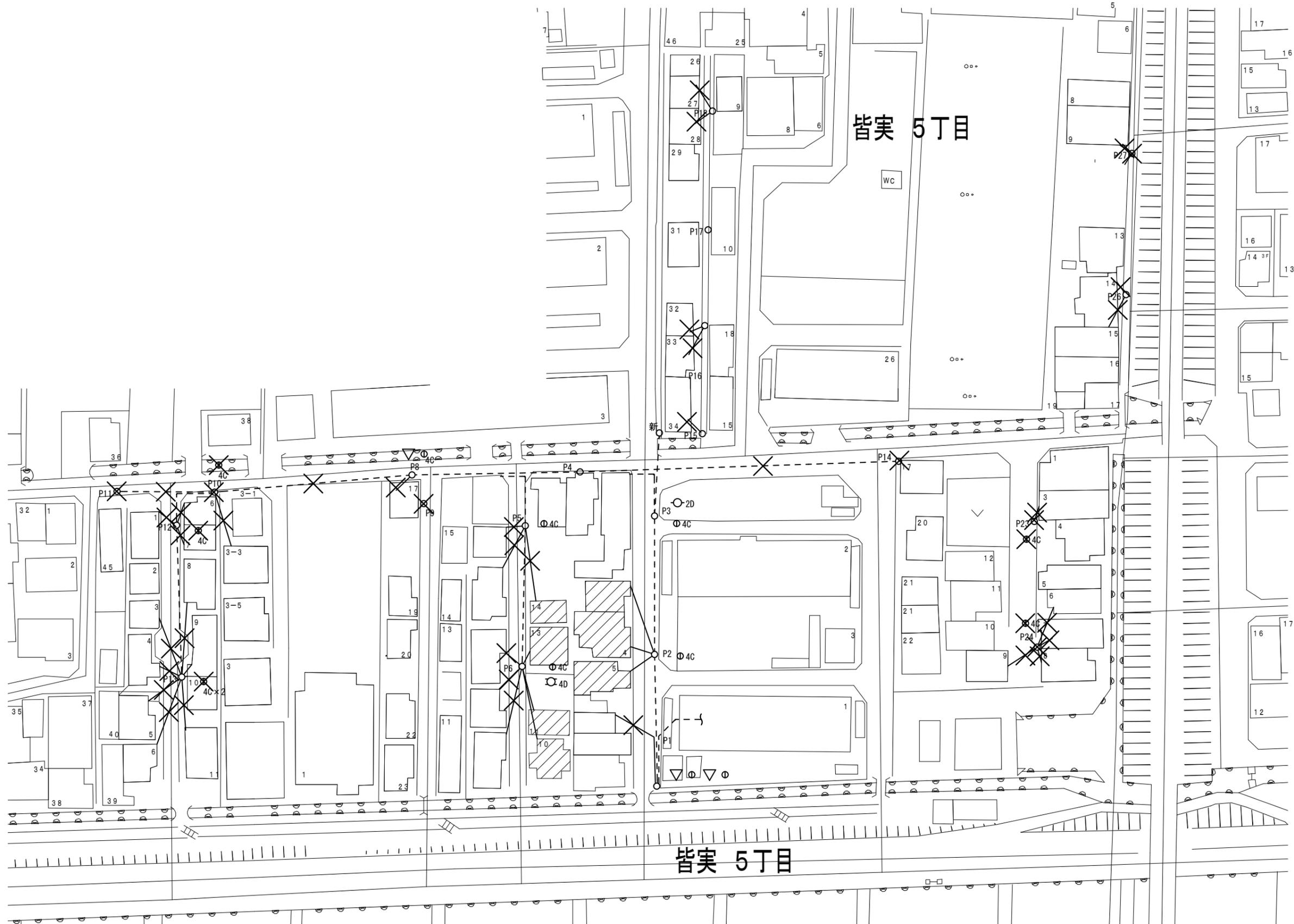
図面名称

位置図

縮尺

図面番号

板の内
E-01
号図



配置図(皆実下住宅) 縮尺1:500

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名	市営皆実下住宅電波障害対策施設撤去 工事設計図
-----	----------------------------

図面名称	配置図 (皆実下住宅)	縮尺	1:500	図面番号	E-02	枚の内	号図
------	----------------	----	-------	------	------	-----	----

参 考 数 量 書

工 事 名 称

市営皆実下住宅電波障害対策施設撤去工事

三原市皆実五丁目

[工事概要]

用途,構造,面積		
工 事 範 囲	一 式	
別 途 工 事	な し	
工 期	契約締結日の翌日から 令和 7年3月31日までを工期とする.	
一 般 事 項		
《工事予算内訳》 設計金額 ￥ (税込み)		
〈内 訳〉		
区 分	金 額	摘 要
工 事 価 格		
消 費 税 額		
設 計 金 額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気通信設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

